

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和元年9月30日（月） 午後1時30分から
午後2時53分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、御手洗吉生、志村学、古手川正治、守永信幸、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第85号議案のうち本委員会関係部分及び第91号議案から第94号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第87号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、全会一致をもって決定した。
- (3) おおいた土木未来プラン2015の変更について、おおいた土木未来プラン2015の取組状況について、大分県地域強靱化計画の見直しについて及び大分県長期総合計画の変更についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県内所管事務調査の日程及び行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子

政策調査課政策法務班 主幹 光延慎一

土木建築委員会次第

日時：令和元年9月30日（月）13：30～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：30～15：00

(1) 合い議案件

第 87号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件

第 85号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 91号議案 工事請負契約の締結について

第 92号議案 工事請負契約の締結について

第 93号議案 工事請負契約の変更について

第 94号議案 大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①おおいた土木未来プラン2015の変更について

②おおいた土木未来プラン2015の取組状況について

③大分県地域強靱化計画の見直しについて

④大分県長期総合計画の変更について

⑤大分県長期総合計画の実施状況について

⑥公社等外郭団体の経営状況等について

(4) その他

3 協議事項

15：00～15：05

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

湯地土木建築部長 鴛海委員長をはじめ、土木建築委員の皆さま方には、さきの県外調査、お疲れさまでした。北海道胆振東部地震の被災地など、大変有意義な調査だったと伺っています。大分県の土木建築県政へのかん言や参考となる事項など、御助言をいただければ幸いです。よろしくをお願いします。

ここで私から前回の土木建築委員会以降の情勢について、いくつか御報告します。

まず、東九州自動車道の4車線化についてです。今月4日に社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会が開催され、10日に国土交通省から高速道路における安全・安心基本計画が公表されました。この計画では、今後10年から15年かけて、全国880キロメートルの優先整備区間を順次事業化するとされました。この中に大分県内の宇佐から速見の区間と大分宮河内から佐伯の区間の36キロメートルが盛り込まれました。大変喜ばしい限りです。今後は既に事業化されている宇佐から院内の区間と大分宮河内から津久見の区間の10.8キロメートルの早期完成とあわせ、今回認められた区間の早期事業化を強力に訴えていきたいと考えていますので、議会の応援もよろしくをお願いします。

次に災害の関係です。今年は梅雨明け以降も秋雨前線や台風の襲来により、全国各地で災害が多発しています。幸い県内ではそれほど大きな被害は発生していませんが、道路法面や河川護岸などの一部で被害が発生しています。できるだけ早く災害査定を受ける準備を整えるとともに、速やかな復旧工事を進めます。

三つ目ですが、今月20日にラグビーワールド

ドカップ2019日本大会が開幕しました。日本代表は開幕戦のロシア戦に続き、土曜日には優勝候補のアイルランドを撃破するなど快進撃が続いています。いよいよ大分でも今週水曜日の試合を皮切りに、準々決勝2試合を含む5試合が行われます。土木建築部では試合会場となる昭和電工ドーム大分のハイブリッド芝張り替えや照明の増設など、一流のプレーを支える準備を整えてきました。若干お天気が気になるところですが、既に各種工事も完成し、世界中からのお客様をお迎えする準備が整いました。引き続き気を緩めることなく、万全の体制で取り組む所存です。

さて、本日も補正予算案を含めた六つの議案審議と諸般の報告6件の審査をしていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

鴛海委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件及び合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

はじめに、総務企画委員会から合い議のあった第87号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

樋口建築住宅課長 第87号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の改正について御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴うものです。この法律は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務を定めるとともに省エネ性能向上計画

に適合した建築物には容積率の特例等を講じるものです。

図1を御覧ください。法改正の内容は、誘導措置に関する部分で、規制措置については令和3年4月頃の施行予定です。今回、誘導措置の省エネ性能向上計画認定の対象が1棟のみであったものが、省エネ設備を複数建築物で共有するなど複数の建築物の連携による取組が追加され、一つの申請建築物にその他の複数建築物を加えて認定を受けられることとなります。

図2を御覧ください。この改正により今回、手数料の取扱いを1棟ごとに算出し、合算したものを手数料の基礎とします。

図3を御覧ください。また、認定を受けた計画に新たに他の建築物が追加される変更申請等の手続が新設されたことに伴い、変更申請手数料の取扱いを改正するものです。

なお、図2及び図3いずれも手数料の金額に変更はありませんが、条文にその内容を追加するものです。

この認定を受けることで、省エネ設備の整備費補助や容積率緩和の特例が拡充されます。

施行期日については、本法律の公布日である令和元年5月17日から6月以内とすることとしています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 省エネ設備を整備した場合、補助金を受けられるという話だったけど、具体的にどのような補助があるのか。あと、容積率が例えば何割増しになるかという、その2点を少し教えてください。

樋口建築住宅課長 まず補助について、木造住宅については地域住宅グリーン化事業によって認定を受けていれば、国から直接、限度額で110万円の補助が受けられるようになっています。住宅や建築物については、そのほか省エネ街区形成事業というものがあり、複数建物の連携によって省エネ設備を設ける際に補助率2分の1、限度額5億円で補助ができるという取組もあります。

それから容積率については、合計の1割を上限で容積率の緩和ができることになっています。

鴛海委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、第87号議案について、採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第85号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

湯地土木建築部長 第85号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第2号）の土木建築部関係の総括的な内容について、御説明します。

委員会資料の2ページをお開き願います。令和元年度9月補正予算説明資料です。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しているとおり、一般会計について、土木費で6億8,769万5千円の増額をお願いするものです。

次にその下の表の2の土木建築部の令和元年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄を御覧ください。既決予算額1,090億6,042万1千円に、その右の今回の補正予算額6億8,769万5千円を増額すると、さらにその右の計の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は、1,097億4,811万6千円です。

さらに、その下の内訳を御覧ください。土木費の補正予算額については、上から3行目にあるとおり、全額、公共事業の災害関連事業費です。

続いて、3の債務負担行為の補正ですが、一般会計の追加分として、2件2億3,899万

5千円の増額をお願いするものです。

次に、4の繰越明許費（限度額）です。

発注の平準化や早期の事業効果発現を目的に、今議会において限度額の設定をお願いするものです。

限度額の設定を行う事業は、表に記載のとおり、公共事業27件81億円、単独事業15件15億6,200万円、合計42件96億6,200万円です。

建設業においては、休日の確保や長時間労働の解消など、就労環境の改善が喫緊の課題となっています。今回の繰越限度額の設定により、年度末の制約なく適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図るとともに、事業効果の早期発現に努めたいと考えています。

以上をもって、総括的な説明を終わります。

詳細については、関係課長から御説明しますので、審議のほどよろしくお願ひします。

渡辺土木建築企画課長 委員会資料の3ページを御覧ください。第85号議案令和元年度一般会計補正予算（第2号）の具体的な内容について、御説明します。

1の補正事業の内容です。表の見方ですが、左から2列目の予算欄の3段書きの数字の、上段括弧内が既決予算額、中段が今回の補正予算案、下段が累計です。

今回の補正では、（公）河川災害関連事業について、6億8,769万5千円の増額をお願いするものです。事業の概要は、災害の再発を防止するため、平成29年7月九州北部豪雨の被災箇所における流木捕捉工や護岸工の工法等を変更する経費です。

続いて、土木建築部関係分の債務負担行為について、御説明します。

2の債務負担行為の補正（追加分）です。

表の一つ目の大分県リバーパーク犬飼管理運営委託料と二つ目の大洲総合運動公園及びフェンシング場管理運営委託料については、いずれも、さきの第2回定例会の常任委員会にて説明した指定管理者の更新に係るものです。

令和2年4月1日からの管理委託に向け、本年度中に基本協定を締結する必要があることか

ら、令和4年度まで、それぞれ限度額2,637万3千円及び2億1,262万2千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、第85号議案について、採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案工事請負契約の締結について、第92号議案工事請負契約の締結について及び第93号議案工事請負契約の変更について、一括して執行部の説明を求めます。

種蔵道路建設課長 第91号議案工事請負契約の締結について御説明します。

委員会資料の4ページをお開きください。本議案は、豊後高田市小田原地区で整備を進めている主要地方道豊後高田安岐線の仮称小田原橋に係る工事請負契約の締結についてです。

ページ右下の写真にあるとおり、歩道がないため登下校時の学童や歩行者などが危険な状態であったり、幅員が狭くカーブがきついため大型車等が車線をはみ出して走行するなどの課題があるため、延長980メートルの現道拡幅を実施しているものです。

このうち本工事は、計画平面図右側の橋梁上部工の工事を行うものです。

続いて5ページ左上を御覧ください。今回の工事は、橋梁上部工、延長100.8メートル、契約金額は5億2,395万4,431円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成を令和2年8月3日として、川田建設株式会社大分営業所と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

続いて、第92号議案工事請負契約の締結に

ついて御説明します。

委員会資料の6ページをお開きください。本議案は、佐伯市蒲江大字葛原浦から大字丸市尾浦地区で整備を進めている、一般県道古江丸市尾線の仮称1号トンネルに係る工事請負契約の締結についてです。

ページ左上の地図に実線で県道の現道区間を示していますが、写真①②にあるとおり、道幅が狭く、急峻な地形からの落石や台風時の越波などの課題があるため、延長1,580メートルのバイパスとして整備するものです。

本工事は、計画平面図の左側のトンネル工事を行うものです。

続いて、7ページ左上を御覧ください。今回の工事は、トンネル556.3メートルを含む、延長740メートル、契約金額は14億6,978万5,284円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が令和3年8月23日として、平和・風戸特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく議会の承認をお願いするものです。

続いて、第93号議案工事請負契約の変更について説明します。

委員会資料の8ページをお開きください。本議案は、国道212号の日田市大山町西大山で事業を進めている延長約2,400メートルのバイパス整備事業の一部で、平成29年12月13日に梅林・田中特定建設工事共同企業体と契約しました、延長613メートルの鎌手トンネル工事の工事請負契約について変更するものです。

本案件については、令和元年第2回定例会の常任委員会において、諸般の報告にて説明したところですが、内容が確定したので、改めて説明します。

工事の変更内容について説明します。資料の右下を御覧ください。

主な変更理由は二つあります。1点目は、トンネル掘削時に軟弱層が出現し、掘削時の安全を確保するために補助工法を追加したことにより約3億3,900万円増額するものです。

もう1点は、工期内の労務単価や鋼材等の資

材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し約4,500万円増額するものです。

以上の理由により、契約金額は、当初18億4,591万4,400円に対し、変更後は22億3,075万8,200円となり3億8,484万3,800円増額するものです。

篤海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 佐伯のトンネルの土砂はどこに持って行く予定だったのか。委員会のときに聞いたかもしれんけど。

湯地土木建築部長 トンネル出口の蒲江に近い方に、道も含めて土地を埋めていいと……。

（「採取者が」と言う者あり）はい。聞いていますので、そちらに持って行きます。

種蔵道路建設課長 1号トンネルと2号トンネルの間辺りに土を持って行くことになっています。

堤委員 基本的にそこで全部処理ができるということやな。（「はい、そうです」と言う者あり）

御手洗副委員長 関連しますけど、92号議案の葛原浦のトンネルですが、資料を見ると、3年8月23日に完成ということなんですが、ここからいろんな工事がまた始まるんですかね。それとも、これで開通と解釈すりゃいいんですか。

種蔵道路建設課長 事業全体としては、まだ2号トンネル等があるので、できたところから供用していくと考えています。

御手洗副委員長 ということは、3年8月23日に完成して、すぐ開通ということでもいいんですか、1号トンネルは。

種蔵道路建設課長 トンネル本体と、その後、舗装などして、若干のタイムラグはあります。

御手洗副委員長 舗装とか照明とかの工事があるんでしょうけども、引き続き工事をやるということで、新たにまた時間をかけて発注とかいうことではなくて、引き続きやるということで

しょうか。

種蔵道路建設課長 速やかに供用できるように工事は進めます。

御手洗副委員長 それと、今、論議しているのは1号ですが、手前に2号トンネルがあるんですがこれも引き続きということでもいいんですか。

種蔵道路建設課長 1号トンネルが一番の課題、長い箇所になっているので、ここが供用できるとかなりの効果が出現すると思っています。2号トンネルについては、その次の課題として、この事業の中での順番と、あとほかの事業との兼ね合いもあるので、1号トンネルの進捗を見ながら、今後検討したいと思っています。

御手洗副委員長 別枠で考えるということですか。

種蔵道路建設課長 別枠と言いますか、この事業の中で引き続きやるんですが、ちょっと時期は未定となっています。

御手洗副委員長 分かりました。また詳しくは伺いに行きます。

鴛海委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決をします。

まず、第91号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第92号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

岡本都市・まちづくり推進課長 第94号議案大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部改正について、御説明します。

資料の10ページをお開きください。この条例は、大分臨海工業地帯造成に伴う背後地を整備するため、土地区画整理法の規定に基づき、県が施行する大在土地区画整理事業について、必要な事項である費用負担や審議会、清算等を定めています。

当事業は昭和49年6月から開始し、平成10年3月27日に換地処分を行っており、換地計画、仮換地の指定等の権限がある審議会の役割は既に終えているところです。

改正の理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られました。

これに伴う土地区画整理法の改正により、委員の選挙権及び被選挙権に関する条文から成年被後見人又は被保佐人に関する規定が削除されたことを受け、条例中の審議会の学識経験委員の解任事由を改正するものです。また、あわせてその他所要の改正を行うものです。

なお施行については、公布の日より施行することとしています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①と②及び③の報告をお願いします。

山本建設政策課長 報第45号おおい土木未来プラン2015の変更について御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

1の計画概要と計画変更の目的、理由ですが、この計画は令和6年度までの9年間を計画期間として、平成28年3月に策定しましたが、策定から3年が経過し、この間、社会情勢も変化していることから、新たな課題への取組を盛り込み、より効率的・効果的な整備を目指すため、必要な見直しを行うものです。

なお、計画の見直しにあたっては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例により、立案段階での報告が定められているので、今定例会では、見直しの概要を御報告します。

次に、2の計画変更の基本的な考え方ですが、

1点目は、上位計画であり現在見直しを行っている大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の変更内容とあわせて見直しを行います。

2点目として、基本構成や内容は現プランを踏襲したものとしますが、近年の頻発・激甚化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震に備えた強靱な県土づくりなど、緊急性の高いものや重点化すべきものについて、内容を追加・拡充したいと考えています。

また、3の計画の期間は、現プランと同様に、令和6年度までの9年間とします。

次に、4の計画の構成と主な見直しのポイントですが、これについては、資料の12ページ「おおい土木未来プラン2015」の構成と主な見直しのポイントで御説明します。

一番左の枠、時代の潮流では、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題について盛り込んでいきます。

新たな課題に対する具体的な施策、県土づくりの三つの分野として、資料中ほど上段のI安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの分野では、洪水・高潮等のハザードマップ作成などの災害

時の迅速な避難につながる対策の拡充や児童、高齢者の事故防止等の交通安全対策の拡充などを記載したいと考えています。

IIの活力と潤いのある魅力的な地域づくりの分野では、大分スポーツ公園へのアクセス改善等の交通円滑化の取組の拡充や県と市町村が一体となって公営住宅をマネジメントする大分県の公営住宅マスタープラン（仮称）の取組などを盛り込みます。

IIIの発展を支える交通ネットワークの充実の分野では、重要物流道路の重点整備による物流ネットワークの機能強化等の取組などを記載したいと考えています。

その右の枠、施策ごとに設定した目標指標についても、進捗状況等による見直しや新たな指標の検討を進めます。

下枠の取組にあたっての視点では、ICT活用工事の推進等の先端技術の活用、建設産業の就労環境改善や人材確保などについて追加・拡充したいと考えています。

右枠の土木未来プロジェクトは、大規模事業や重点的に推進するプロジェクトを記載していますが、近年、頻発・激甚化する自然災害を踏まえたハード、ソフト両面からの対策について記載します。

また、人の流れ、物の流れの拠点としての別府港、大分港の機能強化等、九州の東の玄関口としての拠点化の取組などについて内容を拡充したいと考えています。

なお、今後についてですが、次の定例会で素案の報告を行い、令和2年3月の定例会で成案を上程したいと考えています。

続いて、おおい土木未来プラン2015の取組状況について御報告します。資料の13ページをお開き願います。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

このプランは、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の実現に向け、平成28年4月からスタートした土木建築部の長期計画です。

プランでは、着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行うこととしており、この表は平成30年度末時点での目標指標ごとの取組状況をまとめたものです。

16項目の目標指標について、30年度の目標値に対してどの程度近づいたかを達成率として算定しています。

具体的な取組状況を抜粋して説明します。

まずは最上段、安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの上から3番目の指標である土砂災害警戒区域指定率についてです。

県下で約2万もの土砂災害のおそれのある箇所について30年度に新たに約3,800か所を指定し、累計で約1万3千か所を警戒区域に指定しました。

これにより土砂災害警戒区域指定率は67.6%となり、30年度の目標57.8%に対しまして117%の達成率となっています。

次に、下から5行目の発展を支える交通ネットワークの充実の3番目の指標である小規模集落から幹線道路へのアクセスを改善した集落数についてです。

これは、用地取得の難航や路床改良の施工量が増えたことによる施工延長の減等からアクセス改善に寄与する道路事業の完成年度が延期となったため、30年度の目標71集落に対して81.7%の達成率となり、達成不十分となっています。

全体としては、一番下の全体総括表に記載しているように、16指標のうち、平成30年度の目標を達成あるいはおおむね達成している指標は、15項目であり、本プランはおおむね計画どおり実施されていると考えています。

なお、別冊にておいた土木未来プラン2015、平成30年度実施状況をお配りしていますので、参考までに御覧ください。この冊子は今後ホームページでも公表する予定としています。

続いて、大分県地域強靱化計画の見直しについて御説明します。資料の14ページをお開き願います。

なお別冊資料で大分県地域強靱化計画（素

案）をお配りしていますが、こちらはその概要となっています。

資料左上の大分県地域強靱化計画は、平成25年12月制定の国土強靱化基本法に基づくもので、平成27年11月に策定しています。県土強靱化に係る県の他の計画等の指針となるものです。南海トラフ地震や集中豪雨など大規模自然災害を想定し、①人命の保護、②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興の四つの基本目標に基づき、10の施策分野ごとの地域強靱化の推進方針を示しています。

5月の当委員会で県計画等の変更スケジュールとして御報告しましたが、近年の大規模自然災害、社会情勢の変化、国も昨年12月に基本計画を見直したことから県の計画についても現在見直し作業中です。

資料左下の見直し案ですが、表の右半分にある基本目標や構成は変えず、気候変動の影響を踏まえた治水対策、被災者等の健康・避難生活環境の確保等の①近年の災害から得られた知見の反映、先端技術の活用や地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実等の②社会情勢の変化等を踏まえた反映を行います。また、③災害時に必要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは引き続き推進し、基本計画に新たに追加された施策分野や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の活用等、④国土強靱化基本計画見直しとの調和などを視点に作業を進めています。

今後、パブリックコメントや市町村意見の聴取など計画見直しに必要な手続を進め、成案に向けて取り組んでいきます。

鴛海委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

玉田委員 12ページのおおいた土木未来プラン2015の構成と主な見直しのポイントの中で、大分県の公営住宅マスタープラン（仮称）、多少の追加と今説明ありました。どんなことが追加されるか、ざっくりとしたイメージでもいいんですけど、教えてください。

大野公営住宅室長 公営住宅マスタープランについては、県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理、整備をしていくものです。少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化、それから、昭和40年代、50年代、集中的に公営住宅建設が進んでおり、それらが一斉に建て替え時期を迎えた場合に、非常に短期間に建設費が必要になってくるといったことを踏まえ、県と市町村が一体となって、今後も着実に必要な公営住宅を確保していくために、一体的な管理や整備の計画を共同で協議をして決めていくという内容です。

玉田委員 ありがとうございます。分かりました。県営住宅の建て替えが、ちょっと量が多いもんですから、これから本当にどうなるのかなと思います。こういうマスタープランという形で追加されるのであれば、市町村とよく連携を取ってやってほしいという思いがあります。市町村で実例を言うと、小学校区の児童を、ある意味では公営住宅が供給している実態もあります。公営住宅が老朽化すると、どうしても若い方々が住まず、結局はその該当する小学校の児童数に影響していつてる。そして今度、教育委員会の方が将来的な児童数の見込みの中で、小学校を閉鎖するとかいう話も出てくるわけですね。そういう意味では、公営住宅が市町村合併前のそれぞれの市町村の中で、小学校区を支えてきたということがあります。その視点でも市町村と連携するというのが重要だなと思っていたもんですから、ぜひそこを詰めてやってほしいです。あわせて、建物を建てるのがやっぱり厳しい状況になってくるかもしれないので、地域にある空き家も含めて、それを公営住宅にするかどうかというのは、いろいろ異論があるとは思いますが、例えば今の古民家とかを改良する際に市町村の住宅政策と一緒に連動して、県の県営住宅の政策の中に乗せるとか、そういうことも議論していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

古手川委員 道路のネットワークの件で、竹田から阿蘇間が31年4月に事業着手されて、着々と中九州横断道路の整備が進んでいる中、そ

してまた東九州自動車道の4車線化と、非常にいい話題が続いています。

そうしたときに、先般も九州中央3県議連、我々もそういう場に参加しますが、やっぱり熊本勢に負けてるんですね。震災以来、熊本県のいろんな取組がすごいんですね。九州地方整備局、そして本省に行くにしても、県議団の勢いがすごいんですね。人数もすごいんです、十数人が東京に行きますから。それは震災とか、いろんな部分もあるんですけどね。

犬飼から東九州にかけて、大分県としても今は米良という形かもしれませんが、宮河内かもしれません、詳しく分かりませんが、4車線化の話が出た時点で、ぜひ来年度に向かっては、我々議会も執行部も、話題を表に出すべき時期じゃないかなと感じます。

臼杵も耐震岸壁になると聞いていますし、津久見にも耐震岸壁があります。私は津久見の議員ですので、津久見、佐伯、中九州で熊本とのつながりですね。県南との接点の部分も考慮した形で、早く整理して表に出していただきたいと思います。

それと一般道、私は大分インターを下りて議会に来るんですが、トライアル前の右折の道路改良をしていただきました。これは多分、県の持分だと思いますが、右折レーンをよくしていただいて、大分駅の方に抜ける部分の渋滞解消ができ、大道辺りから10分かつからずに県庁に来られるようになりました。ちょっとした改良で、非常に効果があってありがたいと思っています。

ただ、そのときに、ラグビーワールドカップに向けて、197号の昭和通り、これリボンと言うんですかね、再構築の中で非常にいい空間になりました。ところが、工期の問題もあるんでしょうけども、歩道がカラー舗装から今、黒光りをしてるようなアスファルト舗装に、また元に戻ったような感じなんです。ああいうブロックにはできなくても、せっかくだから透水性か何か、少しトーンを落としたような、もう少し景観に配慮したものを。大道の辺りはメインの通りだと思いますんで、改良ができてスム

ーズになってありがたいのと同時に、その辺がどうなのかなという思いがしています。

そして、あわせて大分駅の表裏とはもう言わないんでしょうけど、私も一昨日、ファンゾーンに行って、アイルランド戦をビールを飲みながら楽しみました。そうしたときに、やっぱり駅から真っすぐトンネルを掘れないのかなと、素朴な疑問です。この辺もいろんな計画がある中で、今、予算を分散しながらやっているんでしょうけど、やっぱりあそこからも真っすぐ抜いていく、そういう道路があってもいいのかなということを、これはビール飲みながらの感想ですが、そういう思いがしました。そういう点で執行部の将来的な部分があれば聞かせていただければと思います。

種蔵道路建設課長 1点目と3点目についてお話しします。

1点目ですが、確かに熊本県は災害の影響もあり、勢いがついているのかなと私も感じているところです。熊本と結ぶ中九州道路ですが、どんどん事業が立ち上がっている状態で、大分市から犬飼の間はまだ事業化されていない状況です。県としてはそこを早期に事業化すべく、計画段階評価に進められないか国に要望していきたいと考えています。ただ、それがどのようになるかは今後の話ですし、あと県議会の方々にも一緒に声を出していただかなければいけないと思っています。今もやっていただいていますけど、引き続きお願いできればと思っています。

3点目のトンネルですが、確かにそういった発想もあるのかと思います。慢性的な渋滞が発生しているところですので、県としても国と市と連携しながら話し合っ、具体的にどのような方策があるのかというのは検討していきたいと思っています。

古手川委員 ぜひ東九州の4車線化の勢いに乗って、それに乗り遅れないように、また、それを推し進めるような形で、議会も共に頑張りたいと思いますので、よろしくお祈いします。

藤崎道路保全課長 2番目の景観の関係ですけど、具体的に場所等を教えていただきたいと思います

うので、また後ほど伺ってよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

古手川委員 まずは右折車線ができて本当にスムーズになり、こんなに変わるかなというぐらいびっくりしてますんで、それが一番ありがたいんですけど。

トライアル、レンブラント辺りの駅に曲がる右折ラインが物すごく詰まっていたんです。それを少し狭めながら右折レーンを延ばしたんで、朝、ほとんどつかえなくなったんです。そのかわり、今度土日とか夕方、トライアルへの渋滞で左車線が使えない。

堤委員 さっきの土砂災害警戒区域指定の関係で67%、かなり頑張っってやってるなと思うんだけど、指定されるということは、土地の所有者にとってみれば、評価の問題がいろいろ出てくるよね。特に危険であれば移転と、いろいろ問題が出てくるんだけど、そこら辺の住民との合意と言うか67%を指定している中で、どういう話し合いをしてきているのか少し聞かせてください。

高橋砂防課長 土砂災害危険区域を指定するための現地の調査を行うわけですけども、調査をするときには、実際現地に赴いて、簡単な測量が必要となってきます。その際、地元の方々に立入りの了解をもらっています。測量した結果、そこが危険区域あるいは特別警戒区域であれば、そのまま県は指定をかけることになっていまして、土地の持ち主の方、あるいは周辺の住民の方に指定をかけることに対する合意を得る必要は法律上はありません。我々としては淡々と事実に基づいて指定を行います。

あと、指定をかけた区域については、市町村が作成するハザードマップにより地元の方々への周知を進めているところです。

堤委員 確かに法律的にはそうでしょう。合意を得なくても指定をかけてしまえばいいんだろうけども、しかし実際にそこで生活している人がいれば、そういうわけにいかんですわな。もう合意もなしにぼんちやっちゃうわけ。(「はい」と言う者あり) 問題になってくるでしょう。

高橋砂防課長 いろいろ御意見も伺っています

けれども、我々としては、そこは危険な箇所であるということを住民の方にお知らせする義務がありますので、そこはもう淡々とやらざるを得ないと考えています。

堤委員 何か矛盾、いや、指定は別に否定はしないですよ。指定することで危険だということを周知して、住んでいる方もそれで指定されたという自覚が生じるのは分かるんよ。ただ、そこで話合いも何も抜きでね、法律で決まってるから淡々と指定をすると下手すれば向こうから裁判という可能性も出てくる。そういったボタンのかけ違えがないように、最初から話をちゃんとして、了解を取れとは言わんけども、なるべく了解を取っていくというのが本来の県の在り方だと思うんだけど、そういう立場じゃないんですか。

高橋砂防課長 最初、危険箇所の調査のために地元に入るときに、警戒区域の指定の仕組みもあわせて説明して入っています。ただ……（「そういうこと聞きよらんっちゃ」と言う者あり）区域設定することに対して、地元の方の同意を求めるところまではやっていません。

堤委員 いや、同意を求めるとは言いよらんって。できるだけ話をした方が県もいいじゃないですか。部長、そう思わん。何かこう、冷てえわ。

湯地土木建築部長 説明をせずにしているということではありません。地元にはその辺の状況はちゃんと説明していますし、市町村にも区域指定についての情報を提供しながら、最終的には告示をします。その後の避難とか、そういうものにもつながっていると思いますので、そこはできるだけ丁寧にやっています。

堤委員 ぜひよろしくをお願いします。

守永委員 関連していいですか。今のやり取りの中で思ったんですけども、まず、測量とかを含めた調査に入る段階で説明して、受け入れてもらえるもんなんですか。それとも、それぞれ先々を考えて、やらんでくれと止められるケースはあるんですか。

高橋砂防課長 最初の説明のときに、立入りは遠慮してくれというケースが、ごくごくまれに

ありますが、そこは粘り強く県から説明をして、立入りの同意を得て作業を進めています。

最初の立入りのときにこういうものですよという説明をするんですけど、実際、指定の際には、地元の区長さんを通じて住民の方々に情報提供をしているところです。

守永委員 最初にごくまれに立ち入らんでくれという方もいらっしゃるということで、その立ち入らんでくれという要因としては、やっぱり指定されれば評価が下がるとか、そういう情報を自分なりに解釈しながら、入らんでくれという背景があると思っていいんですか。

高橋砂防課長 そういうこともありますし、我々としては恥ずかしい話なんですけど、県行政に対して不信を持たれている方がおり、なかなか土木事務所の話聞いてもらえないというケースもあります。しかし、そこは我々の立場、警戒区域の指定の重要性というのをしっかり説明していきながら、最後の仕上げまで頑張っていきたいと思っています。

守永委員 ハザードマップを作る上では重要な作業になりますんで、ぜひ理解をいただきながら進めていただければと思います。よろしくお願いします。

鴛海委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに、御質疑等もないので、次に、④と⑤及び⑥の報告をお願いします。

山本建設政策課長 報第40号大分県長期総合計画の変更について御説明します。別にお配りしている大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の変更についてを使って説明しますので、準備願います。

まず、1ページをお開きください。1の計画変更の理由ですが、この計画は令和6年度までの10年間を計画期間として、27年10月に策定しましたが、今年度が計画期間の中間年にあたるため、目まぐるしく変化する社会情勢も見ながら、諸課題をさらに前に進めていけるよう見直すこととしたところです。

計画の見直しにあたっては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例により、

立案段階での報告が定められていますので、今定例会では、見直しの概要を御報告します。

次に、2の計画変更の基本的な考え方ですが、大きく二つあります。

一つ目は、新時代令和を見通しながら、長期的な視点に立って、将来の大分県の布石となる見直しを行うこと。

二つ目は、大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりなどの、新たな課題にしっかり対応することとしています。

3計画の性格・役割、4計画の期間は現行どおりとしています。

5計画の構成については、(2)基本構想編に、さきほどの2計画変更の基本的な考え方の

(2)の大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりの三つの新たな課題を時代の要請として、現行の時代の潮流に代えて掲げています。

6「プラン2015」中間見直し委員会の設置については、プランの見直しにあたり、県民意見をしっかりと反映することが不可欠ですので、安心・活力・発展の各分野別部会と総合部会を設置し、5月から意見をいただいているところです。

資料の2ページをお開き願います。見直しの概要を示しています。

上段に、基本目標として県民とともに築く、安心・活力・発展の大分県を掲げ、中断に、さきほど御説明しました、時代の要請として、三つの対応すべき新たな課題を置き、下段に、安心・活力・発展の3分野にそれぞれの政策を示しています。

時代の要請の三つの課題への対応を中心に、政策・施策の見直しを行っています。

2ページの政策のうち、土木建築部が所管する政策は主に、安心の分野、⑨強靱な県土づくりと危機管理体制の充実と発展の分野、④「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実です。

近年、頻発・激甚化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震に備えたハード・ソフト両面からなる強靱な県土づくりと、地方創生の基盤と

なる交通ネットワークの形成について、施策の充実を図り、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

なお、今後のスケジュールについてですが、プランの見直しは、年度内に確定することを目標にしています。

続いて「安心・活力・発展プラン2015」について報告します。

資料は、別にお配りしている右肩に別冊と書かれた大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。あわせて参照願います。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況について、A B C Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及びおおむね順調に進んでいるB評価は58施策、全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の進捗状況についてですが、表の一番上にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

89指標のうち、達成及びおおむね達成は、表の上から3行目にあるように、83指標、全体の93.2%となっています。また、達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの平成30年度の目標値に対する達成度及び最終年度となる令和6年度の目標

値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。土木建築部に関する施策は四つあり、一つは安心分野で政策欄の9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の中の(3)県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進、残る三つは、5ページにあります発展分野で政策欄の4「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実の中の3施策となっています。

この四つの施策については、いずれも表の左から5番目の総合評価でA評価であり、着実に取組を進めているところです。それでは、各施策における指標の達成状況について抜粋して御説明します。

70ページをお開きください。まず、県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進です。ページ中ほどⅡ. 目標指標の欄に二つの指標を設定しており、表の中ほどの平成30年度達成度はいずれも90%以上あり、目標を達成またはおおむね達成しています。

次に、178ページをお開きください。広域交通ネットワークの整備推進です。目標指標として大分市中心部までおおむね60分で到達できる地域の割合を設定しており、平成30年度達成度は100%達成となっています。

180ページをお開きください。まちの魅力を高める交通ネットワーク構築です。目標指標として主要渋滞箇所対策を講じる箇所数を設定しており、平成30年度達成度は95%で、目標をおおむね達成しています。

本プランにおいて土木建築部が主管する施策で目標値が達成されているのは、県土の強靱化に向けて、土砂災害から人命を保護するためのソフト対策としての基礎調査や、緊急輸送道路上の橋梁耐震化などの地震・津波対策が着実に進んでいること、また、国等への要望活動等により今年1月に朝地から竹田間が開通した中九州横断道路や同じく今年3月に田口ICから中津IC間が開通した中津日田道路などの地域高

規格道路の整備が計画的に進んでいることなどが主な要因であると考えています。

続いて別にお配りしている水色の表紙の県出資法人等の経営状況報告概要書を御説明します。

土木建築部の所管する団体は4団体あります。はじめに資料の26ページをお開きください。公益財団法人大分県建設技術センターについて御説明します。

まず、項目2の出資金は、県が2千万円、市町村が1千万円、合計3千万円となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、まず、社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向け、県、市町村、民間を対象とした技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業を実施しています。

次に、トンネルや橋梁など施工難易度の高い施設を対象とした技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等の支援事業として、県、市町村が行う工事の積算や施工監理等を受託しています。

そのほか、社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業や社会資本の情報化へ向けての支援事業などを実施しています。

続いて、項目4の平成30年度決算状況についてですが、下線を引いている当期正味財産増減額が6,839万3千円の増となっています。

項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。

建設業にとって担い手の確保・育成は大きな課題となっています。そのため、一つ目に建設産業従事者の確保や育成、生産性の向上など業界が抱える課題に、大分県建設技術センターにおいても積極的に関与・貢献していく必要があります。については、業界団体や各種学校等と連携した情報発信や、現場体験学習会など担い手確保のための活動や民間事業者への技術・技能向上研修の充実に取り組みます。

また、二つ目の県・市町村の支援・補完機関としての体制強化については、技術相談などこれまでの業務のほか、昨年度から県・市町村が共同利用する積算システムの構築に取り組んでいます。これにより、積算業務の効率化が図れ

るほか、県、市町村の土木技術系職員が同一のシステムを利用することで、災害が発生した場合の派遣先でも、通常業務と同じシステムを利用でき、応援体制が円滑化し復旧対応を迅速に進めることができるという効果も期待できるものとなります。

但馬用地対策課長 次に、27ページを御覧ください。大分県土地開発公社についてです。

項目2の出資金等は3千万円で、県が100%出資しています。

項目3の事業内容ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき事業を実施しており、主なものとして1用地取得事業の(1)公有地取得事業として、県事業の国道442号宗方拡幅、国事業の国道10号高江拡幅などの用地取得について、県や国、市等から委託を受けて実施しました。

(2)土地造成事業では、玖珠工業団地における造成工事等を実施しました。

また、2用地売却事業として、1の用地取得事業により取得、造成した土地を、国、地方公共団体、進出企業などに売却を行っています。

項目4の平成30年度決算状況についてですが、下線を引いています当期純利益が693万1千円の黒字を計上し、当期末の利益剰余金は14億8,855万8千円となりました。

項目5の問題点及び懸案事項と項目6の対策及び処理状況ですが、懸案事項として、今後の事業量の確保と長期保有土地の早期売却があります。

対策としては、受託事業量の確保のための受託先の開拓が引き続き重要で、公社の持つ機動性や用地の専門職員のいない部署のサポートなど公社活用のメリットのPR等を通じて、特に市町村事業や国土交通省の事業、県の他部局事業受託を積極的に進めていきます。

また、長期保有土地の主なものは2か所あり、1か所目は、豊後高田市のかなえ台の大分北部中核工業団地です。30年度末では28区画49.9ヘクタール中、残り5区画について、商工観光労働部が積極的な売り込みを行っています。

2か所目は、玖珠工業団地ですが、残りの2工区9.3ヘクタールについても、引き続き売却に努めていきます。

外池港湾課長 次に、28ページを御覧ください。株式会社大分国際貿易センターについてです。

まず、項目2の出資金については、1億8千万円で、県が27.3%出資しています。

項目3の事業内容ですが、同社所有の大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫など不動産の賃貸業、大分港大在コンテナターミナルの指定管理による管理運營業務や、関係機関と連携したポートセールスを行っています。

項目4の30年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益が2,394万9千円の黒字、当期末の利益剰余金も1億5,619万円の黒字となっています。

項目5の問題点及び懸案事項並びに項目6の対策及び処理状況についてですが、同社は平成13年度から黒字決算を継続していますが、同社所有施設の老朽化が進んでおり、その対策が課題となっています。

そのため、今後も、中長期的なトータルコストの縮減・平準化に向け、計画的な施設改修、更新を行っていくこととしています。

また、コンテナターミナルの利用拡大のため、コンテナクレーンなどの港湾施設使用料の減免や各種助成制度などを活用し、県や大分市、関係団体と共同して積極的なポートセールスに取り組むこととしています。

大野公営住宅室長 最後に、29ページをお開きください。大分県住宅供給公社についてです。

まず、項目2の出資金については、1千万円で、県が全額出資しています。

次に、項目3の事業内容です。

県住宅供給公社は、主要な事業として三つの事業を行っています。

一つ目の分譲事業は、国東市の向陽台で分譲住宅地の販売を行っており、平成30年度は7区画を販売しました。

二つ目は、公社所有の賃貸住宅や店舗用地等を管理する賃貸管理事業です。

三つ目の受託事業は、主に公営住宅等の管理受託を行っており、県営住宅及び大分市をはじめ8市町村の管理代行等を受託しています。

そのほか、県教育庁からの教職員住宅に関する設計監理業務等を受託しました。

なお、平成30年度の県営住宅の使用料、家賃の収納率については、現年度分が99.95%となっているところです。

次に、項目4の平成30年度の決算状況です。

公社全体の決算は、売上高は合計で11億3,359万1千円となっています。これに売上原価等の費用を差引きした営業利益は8,688万3千円を計上しています。

そして、支払利息を含めた営業外費用や資産の評価損などにより、当期純利益は5,746万5千円となっております。

次に、項目5の問題点及び懸案事項についてです。

まずは、現在保有している分譲用資産の早期売却です。

分譲団地である国東市の向陽台については、昨年度までに262区画中、243区画を販売しており、残りの19区画について早期売却に向け、引き続き全力で取り組む必要があります。

また、公営住宅等の管理受託者として、サービスの向上、家賃収納率の向上など、適切な管理を実施するとともに、経費の縮減等経営努力を重ねていく必要があります。

最後に、項目6対策及び処理状況についてです。

分譲用資産の売却については、引き続き総力をあげて取り組むこととしています。

受託事業については、県営・市営住宅及び公社賃貸住宅の一体的な管理により、住居相談のワンストップ化など入居サービスの向上を図るため、受託事業における公営住宅の管理代行等を拡充するとともに、管理体制の充実を図っていきます。

鴛海委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これで

諸般の報告を終わります。

その他、執行部から何かありませんか。

山本建設政策課長 今年の6月4日から21日にかけて実施した県内所管事務調査の際にお渡しした、各市町村から提出のあった要望事項について、今年度の取組状況を取りまとめたものをお配りしていますので、後ほど御覧ください。詳細な説明は省略します。

鴛海委員長 委員の皆さま、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、これをもちまして土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔土木建築部退室〕

鴛海委員長 それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に、県内所管事務調査について御協議願います。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

鴛海委員長 以上、事務局に説明させましたが、まず、日程についてはいかがでしょうか。

〔協議〕

鴛海委員長 それでは、県内所管事務調査につきましては、令和元年第4回定例会土木建築委員会終了後に実施します。

調査先については、この案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 それでは、この行程案に基づき実施します。

なお、細部については、委員長、副委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、これもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。